

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律要綱

第一 目的

(第一条関係)

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効率的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とすること。

第二 定義

(第二条関係)

一 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであつて、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいうもの

とすること。

二 この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下同じ。）の電子計算機の映像面への表示の方法、電磁的記録を出力する書面の様式、電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に係る事項、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第 二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。第八の二において同じ。）を活用した情報システムの利用に係る事項及び情報システムの保守又は管理に係る事項をいうものとする。

三 この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報シス

テムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいうものとする。

第三 基本理念

(第三条関係)

地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならないものとする。

第四 国及び地方公共団体の責務

(第四条関係)

一 国は、第三の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有するものとする。

二 地方公共団体は、第三の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの

標準化を実施する責務を有するものとする。

第五 基本方針

(第五条関係)

一 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

2 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

3 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項に関する基本的な事項

4 第六の一及び二の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

5 その他地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

三 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

四 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならないものとする。

第六 地方公共団体情報システムの標準化のための基準等（第六条、第七条関係）

一 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（第五の二の三に掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならないものとする。

二 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五の二の三に掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならないものとする。

三 一及び二の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

第七 標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用

(第八条関係)

地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならないものとする。

第八 補則

一 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(第九条関係)

二 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

(第十条関係)

三 国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第十一条関係)

四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができるものとする。

(第十二条関係)

五 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第十三条関係)

第九 附則

一 この法律は、令和三年九月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)